

総務行政の主な課題

総務委員会調査室 皆川 健一・大澤 敦

1. はじめに

総務行政については、平成 28 年 8 月に「総務省イニシアティブ 2017」¹として平成 29 年度に向けた重要施策等が発表されている。この中では、安倍内閣の重点課題である成長と分配の好循環の実現、地方創生、経済・財政一体改革の推進等に貢献すべく、新たな圏域づくりとして連携中枢都市圏・定住自立圏等の推進、地域の自立促進、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化、社会全体の I C T 化の推進による更なる成長への貢献、郵政事業の新たな展開とユニバーサルサービスの確保による郵政民営化の着実な推進、効率的で質の高い行政の実現等に取り組むことが表明されている。これらに即して、総務省に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められていることから、本稿では、こうした最近の動向等を紹介することを通じて、総務行政に関し当面する主な課題を概観することとしたい。

2. 地方税財政・地方行政関係

(1) 税制抜本改革と平成 29 年度税制改革の動向

社会保障のための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、税制抜本改革が進められている。平成 24 年に成立した税制抜本改革法において、地方税制については、税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討するとされた。

これを踏まえ、平成 28 年度までの税制改正において、地方法人課税の偏在是正（法人住民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税（全額交付税原資化）の創設・拡充、地方法人特別税・譲与税の規模縮小・廃止、法人事業税への復元及び法人事業税交付金の創設等）、車体課税の見直し（自動車取得税の税率引下げ・廃止、自動車税・軽自動車税のグリーン化、税率見直し及び環境性能割創設等）等が行われてきた。

しかしながら、平成 28 年 6 月、安倍総理が消費税率 10%への引上げの時期を平成 31 年 10 月に再延期する意向を表明し、同年 8 月、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定されたことを踏まえ、平成 29 年 4 月に消費税率引上げとともに実施することとされていた法人住民税法人税割の税率引下げ、地方法人特別税・譲与税の廃止、自動車取得税の廃止等の時期を延期するための関連法案が提出され、同年 11 月 18 日に成立した。税率引上げの再延期により、引上げ分の地方消費税の税収や地方交付税原資の増加が見込まれなくなることから、地方財政への影響が懸念されており、高市総務大臣も同法

¹ 総務省ウェブサイト<http://www.soumu.go.jp/main_content/000436744.pdf>（平 28. 12. 19 最終アクセス）

案の委員会質疑の中で、引上げ時期の延期によって、地方交付税を含めて地方の減収額が1.7兆円見込まれるが、地方の財政運営に支障が生じないように取り組む旨の答弁がなされている²。今後とも地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置が行われるべく、その動向が注視される。

また、平成28年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下「基本方針2016」という。）では、「女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める」としている。その後、政府税制調査会は「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」（平成28年11月）において、個人住民税について「配偶者控除をはじめ諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税として役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格（地域社会の会費的性格）を踏まえた検討が必要である」と指摘された。

「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月 自由民主党・公明党）では、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行い、今後も個人所得課税における各種控除等の見直しを検討していく必要があるとされた。また、同大綱では、自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税について、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長することとされた。これらを踏まえ、次期常会に地方税法改正案が提出されることとなる。

（2）地方交付税をめぐる動向

国・地方ともに社会保障関係費が増加し、高度成長期に整備された社会資本の老朽化が進む中で財政需要の増大傾向が顕著となっており、地方財政においては、給与関係経費や投資的経費の削減等による財源確保は趨勢的に困難となってきた。他方、地方分権改革を推進する観点から、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が図られてきたところであるが、地域の様々な要因から地域間財政力格差は依然存在する。こうした状況を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源保障機能及び財源調整機能の発揮のために、地方財政全体として地方交付税総額が確保される必要がある。地方財政については毎年度大幅な財源不足が発生しており、平成8年度以降地方交付税法第6条の3第2項³に該当しているものの、法定率の引上げではなく、「国と地方の折半ルール」に基づき、国が臨時財政対策特例加算を行い、地方が臨時財政対策債を発行するという地方財政対策が行われてきた。こうした中、平成27年度地方財政対策では、折半ルールに基づく財源不足の補填のほか、地方交付税原資の安定性の向上と充実を図る観点から、法定率の見直し（所得

² 第192回国会参議院総務委員会会議録第4号2頁（平28.11.10）、同会議録第5号10頁（平28.11.17）等

³ 政府の国会答弁によれば、同項は、①地方財政対策を講じる前のマクロの財源不足があり、②その額が地方交付税の法定率分の約1割以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年度目以降も続く見込まれる場合には、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行うものとするものである。

税分・酒税分の引上げ、法人税分の引下げ、たばこ税の繰入れ対象からの除外）が行われた。

平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「基本方針 2015」という。）では、平成 32 年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標を実現するため、平成 28 年度から平成 32 年度を対象とした「経済・財政再生計画」が定められた。同計画では、地方財政について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。一方、リーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置については、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことが示された。

これに基づき、平成 28 年度地方財政計画では、地方一般財源総額は 61 兆 6,792 億円を確保するとともに、地方税収がリーマンショック以前の水準まで回復していることなどを踏まえ、地方交付税の別枠加算は廃止された。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「基本方針 2016」では、『「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める』とされている。総務省は、「基本方針 2016」を踏まえ、同年 8 月の「平成 29 年度地方交付税の概算要求」において、地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、地方交付税については、総額を適切に確保することとし、16.0 兆円を要求するとともに法定率の引上げを事項要求している。一方、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」（平成 28 年 11 月）で、地方税収等の計上の適正化や歳出特別枠の廃止等による地方財政計画の見直しを主張している。平成 29 年度地方財政対策においては、為替等の影響により税収の落ち込みが見込まれる中で⁴、一般財源総額をいかに確保していくかが議論の焦点となる。

（3）公営企業の経営改革

公営企業は、独立採算制を基本原則としながら、飲料水等の提供や下水処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。しかし、一部の公営企業では一般会計等からの繰出金に依存し、多額の債務を抱えていることから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標を踏まえ、平成 21 年度から平成 25 年度まで公営企業の抜本改革が推進された。その結果、資金不足比率が経営健全化基準を超える公営企業会計が平成 20 年度決算の 61 会計から平成 26 年度決算では 13 会計へ減少するなど、全体として経営が改善された。

しかしながら、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつある状況を踏まえ、平成 26 年 6

⁴ 麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 28 年 12 月 6 日）（財務省ウェブサイト）（http://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20161206.htm）（平 28. 12. 19 最終アクセス）

月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」に基づき、総務省は平成 27 年 1 月に「公営企業会計の適用の推進について」の通知を発出した。同通知では地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の全部又は一部を適用することが要請された。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業（平成 28 年 4 月 1 日時点で 21% が公営企業会計を適用）及び簡易水道事業（同じく 25.3% が適用）を重点事業に位置付けており、今後の適用状況が注視される。

また、平成 27 年 6 月に閣議決定された「基本方針 2015」の「経済・財政再生計画」では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る」こととされた。さらに、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月経済財政諮問会議決定）において、「経営戦略」の策定率を平成 32 年までに 100% とすることとされた。それを受けて総務省は、経営戦略の策定を支援するため、平成 28 年 1 月に「経営戦略策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、経営戦略の策定等に要する経費に対し地方交付税措置を講ずることを示した。

総務省では、平成 28 年 5 月から「公営企業の経営のあり方に関する研究会」が開催され、公営企業の各分野における抜本的な改革の課題、方策等について整理、検討が行われているところである。

（４）第 31 次地方制度調査会における答申

我が国は人口減少局面に突入しており、現状の人口動態のままであれば、地方圏での生産年齢人口の大幅減、三大都市圏での高齢者の大幅増により、我が国全体の人口構成の不均衡が続く見込みである。また、人口移動の現状は、地方圏から東京圏への転入超過の状態にあり、地方圏から東京圏への転入超過が収束するかどうかは課題の一つとされている。

このような状況の下、平成 26 年 5 月に発足した第 31 次地方制度調査会では、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制の在り方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスの在り方等について諮問され、平成 28 年 3 月、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が安倍総理に手交された。同答申では、「行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制」及び「適切な役割分担によるガバナンス」に関し、以下の提言が行われている。

「行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制」では、地方圏について、市町村間の広域連携が可能な地域と困難な地域で対応策を分け、前者は連携中枢都市圏等の推進が基本であるとし、後者は都道府県の補完が有用であるとしている。三大都市圏では地方圏に比べ市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきと指摘している。また、公権力の行使を含む包括的な業務について外部資源を活用する際には、市町村の強い関与が可能な地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも選択肢としている。

「適切な役割分担によるガバナンス」では、内部統制体制を整備及び運用のあり方、監査の実効性の確保や統一的な監査基準の必要性、議会制度や議会運営のあり方、住民訴訟

制度等の見直し等が指摘されている。以上の答申の内容を踏まえ、地方自治法改正案が提出される可能性があり、その動向が注目される。

(5) マイナンバーの円滑な導入と利活用

平成 25 年 5 月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が成立し、平成 27 年 10 月 5 日から個人番号の付番・通知が開始され、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用及びマイナンバーカードの交付が行われている。

しかし、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のシステム障害や市区町村の体制不備等によりカードの交付が大幅に遅延し、総務省は平成 28 年 5 月 31 日に「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を公表するとともに、全市区町村に対しマイナンバーカード交付計画の策定の要請を通じて、平成 28 年 11 月末でマイナンバーカードの交付通知書の送付にかかる滞留が全て解消されたとしている。マイナンバーカードの交付状況は、平成 28 年 12 月 13 日時点で約 963 万枚であり、今後の更なる普及が課題である。

番号制度の利活用に関しては、地方公共団体が番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務（独自利用事務）に個人番号を利用できるほか、公的個人認証又は条例制定に基づく IC チップ空き領域利用等により個人番号カードの多目的利用が可能となる。そのため、総務省「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」において、システムや制度等の面から具体的なマイナンバーカード等の ICT の利活用を含めた普及推進策等や、地方公共団体における個人番号の独自利用等についての検討が行われている。また、平成 28 年度第 2 次補正予算において、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等（旧姓の併記等）、交付関連業務の処理能力増強のための関連システム等の改修、マイナンバーカードを活用した地域経済応援ポイント導入が措置されている。

番号制度の運用に関しては、総務省はセキュリティ確保の観点から市町村に対して、最高情報セキュリティ責任者の設置、インシデント発生時の市町村から都道府県や総務省担当部局等への連絡ルートの再構築（多重化）、L G W A N（地方公共団体相互の行政専用ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割等を要請しており、その経費等に対し平成 27 年度補正予算において財政措置が講じられている。

(6) 地方分権改革

地方分権改革は、平成 5 年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機に、第一次地方分権改革、三位一体改革及び第二次地方分権改革が行われ、機関委任事務制度の廃止及び国の関与の新しいルール確立、国庫補助負担金改革、税源移譲及び地方交付税改革等の取組が順次進められた。第二次分権改革では、第 1 次一括法⁵（平成 23 年）

⁵ 一括法の正式名称は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」。

から第4次一括法（平成26年）まで、国から地方への事務・権限移譲、都道府県から基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し及び国と地方の協議の場の法制化が実施された。

その後の地方分権改革の進め方として、政府は、地方分権改革有識者会議（平成25年4月内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定により開催）の提言を踏まえ、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」を平成26年から導入した。対象は、全国的な制度改正に係る提案であるが、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案も対象となる。平成26年は953件の提案があり、関係府省との調整等の後、提案団体が再検討を求めなかったもの等を除く866件のうち495件（57.2%）について対応することとされた。法改正事項については第5次一括法が平成27年6月に成立し、農地転用許可権限の移譲等が実現した。

平成27年からは、提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、提案団体は、内閣府との事前相談を必ず行うこととされた。平成27年は、提案件数334件中、関係府省との調整等を経て、提案団体が再検討を求めなかったものを除く228件のうち166件（72.8%）について対応することとされ、法改正事項については、平成28年5月に成立した第6次一括法により措置され、地方が長年求めてきたハローワークの地方移管に関連し、地方版ハローワークの創設等が実現した。

平成28年の提案件数は前年比約9%減の303件であったが、このうち市町村からの提案については、前年比1.5倍の164件となった。今後は、関係府省との調整等を経て、地方分権改革推進本部及び閣議において対応方針が決定される予定である。

提案募集方式については、①具体的な支障に基づく議論の展開、②運用改善を含めた柔軟な解決策の検討、③「手挙げ方式」の積極活用等が利点として指摘されている。他方、指定都市市長会、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会は、税源移譲をはじめとした税財政制度を対象とすることなどを提言している。また、全国知事会からは、国が直接執行する事業の運用改善等も募集対象とするといった内容拡充を行うとともに、地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行うことなどが提言されている。

3. 情報通信・放送・郵政関係

（1）情報通信技術（ICT）利活用の推進

ア IoT⁶政策の推進

インターネット技術や各種センサーの進化により、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、さらにはビルなど、あらゆるモノがインターネットにつながり始めている。これにより、多様で膨大なデータの利活用

⁶ IoT（Internet of Things）とは、自動車、家電、ロボット、施設など様々な「モノ」がセンサーと無線通信等を介してインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、新たな付加価値を生み出すというものである。特定通信・放送開発事業実施円滑化法（附則第5条）では、「インターネット・オブ・シングスの実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。）」と定義されている。

が可能となり、新しい価値やサービスが創造される I o T / ビッグデータ時代が到来し、その成否が、国際競争力や社会的課題の解決のみならず、生産性の向上や雇用創出にも重要とされる。政府の「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)においても、I o T の推進やビッグデータの活用を今後の成長市場創出の鍵として位置付けている。

総務省においては、平成 27 年 9 月、「I o T / ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問し、①経営革新・社会変革の実現方策、②情報通信インフラ整備の在り方、③国際連携の在り方等について検討され、平成 27 年 12 月の第 1 次中間答申⁷を経て、平成 28 年 7 月、第 2 次中間答申が取りまとめられた。この中間答申においては、テストベッド・セキュリティ演習の充実強化、生活に身近で利便性が実感できる分野に重点化したデータ利活用モデルの構築、人材育成、情報通信インフラの整備、国際展開・技術標準化等について提言されている。これを受けた今後の総務省の具体的取組が注目される。

イ 人工知能 (A I⁸) 研究開発の促進

平成 28 年 4 月、安倍総理の指示⁹を受け、総務省、文部科学省、経済産業省の 3 省合同で「人工知能技術戦略会議」が設置され、この会議の下で、産学官が一体となり、A I の研究開発の推進と社会実装に向けた検討が行われている。各省の役割分担については、総務省はこれまでの脳科学の知見を活用した音声認識等の研究開発、文部科学省は応用研究を見据えた幅広い基礎研究、経済産業省は実用化・社会への適用を目的とした応用研究を担当し、それぞれの観点から連携して研究開発を推進することとされている。

政府は、平成 28 年度中に、A I の研究開発目標と産業化のロードマップを策定する予定とし、現在、同会議を中心として検討が進められているところである。

ウ 「電子委任状」制度の整備

「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)において、個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、法人間取引等における権限の認証等の制度を実現するため、「可能な限り早期に国会に法案を提出する」とされた。これを受け、現在、総務省の「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」において、本制度整備の検討が進められている。

同懇談会において検討されている制度の概要は、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録を「電子委任状」とし、法人の代表者から委任を受けた者が、自己の個人番号カード等を用いて、対面・書面なく電子的に契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とするとともに、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を保管・送信する業務の認定制度の創設等の措

⁷ 第 1 次中間答申では、「I o T / ビッグデータ時代」に向けた課題や重点施策等について提言が行われた。平成 28 年常会 (第 190 回国会) では、同中間答申を受け、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務に、I o T の実現に資する新たな電気通信技術の開発等の促進に係る業務 (テストベッドの整備、データセンターの地域分散化の支援) を追加すること等を内容とする「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 32 号) が成立した。

⁸ A I (Artificial Intelligence) とは、コンピューターで、記憶・推論・判断・学習等の人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システムのことである。

⁹ 総理発言「未来投資に向けた官民対話」(第 5 回: 平 28. 4. 12) 議事要旨 15 頁

置を講じようとするものである。これを踏まえ、今後、法案提出が見込まれる。

(2) 電波利用料の見直し等（電波法改正）

電波利用料は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用について、その受益者である無線局免許人等が負担するものである。この電波利用共益事務は、電波法（第103条の2第4項）に規定され、①電波監視の実施、②総合無線局監理システムの構築・運用、③電波資源拡大のための研究開発等、④電波の安全性に関する調査及び評価技術、⑤標準電波の発射、⑥特定周波数終了対策業務、⑦無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業、携帯電話等エリア整備事業、地上デジタル放送総合対策、民放ラジオ難聴解消支援事業）、⑧電波遮へい対策事業、⑨電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上、⑩電波利用料制度の企画・立案等と列記されている。

電波法（附則第14項）に基づき、電波利用料は、少なくとも3年ごとに見直すこととされており、平成29年が次の見直し時期に当たる。総務省は、電波利用料制度の在り方等について検討するため、平成28年1月、「電波政策2020懇談会」を設置して議論を開始し、同年7月に報告書が提出されている。同報告書は、「歳出予算の大部分を占めていた地上デジタル放送総合対策が今期をもってほぼ終了することとなっており、今期から次期にかけて、歳出予算の構成が大きく変わる可能性が高くなっている」とし、電波利用を通じた社会的課題の解決等のため、第5世代移動通信システムの実現に向けた研究開発やI o Tの社会展開に向けた電波有効利用技術の研究開発等を新たな電波利用料の使途の候補として挙げている。これを踏まえ、次期常会において、電波利用料の使途の見直し等を行う電波法改正案の提出が見込まれる。

(3) 携帯電話料金等の引下げ

平成27年9月、経済財政諮問会議において、安倍総理は、「携帯料金等の家計負担の軽減は大きな課題である」とし、対策の検討を指示した¹⁰。これを受け、同年12月、総務省は、「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を策定するとともに、平成28年3月、同取組方針に基づき「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を策定し、同年4月から適用した。さらに、総務省は、このガイドラインの適用を踏まえ、携帯電話事業者に対し、同年4月時点の端末購入補助の実態について報告を要請したところ、いわゆる「実質0円」と言われるような行き過ぎた端末購入補助の実態が明らかとなった。このため、同年4月、総務省は、通信料金の高止まりやMVNO¹¹の新規参入・成長の阻害を招くおそれがあるとして、携帯電話事業者に対し、同ガイドラインの趣旨に沿った端末購入補助の適正化を要請した。

¹⁰ 経済財政諮問会議（平27.9.11）議事要旨14頁

¹¹ MVNO（Mobile Virtual Network Operator）とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達し、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者のことである。

しかし、その後も、端末の購入代金を割り引く等のクーポンを送付する手法により、同ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われているとして、同年10月、総務省は、携帯電話事業者に対して厳重注意を行うとともに、電気通信事業法（第166条）に基づき、再発防止策等について報告を求めた。さらに、総務省は、同月から開催された「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめ（同年11月）を踏まえ、SIMロック¹²解除が可能となる期間の短縮や端末購入者に求める合理的な額の負担の明確化等を内容とする「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を新たに策定し、平成29年中に順次適用することとしており¹³、指針等の実効性が注視される。

（４）NHKをめぐる動き

ア 今後の業務・受信料の在り方

受信料は、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を国民・視聴者が公平に負担する「特殊な負担金」とされている。

NHKの受信料収入は、平成26年度NHK決算において、6,493億円で前年度比148億円増であったが、支払率¹⁴は76%となっていた。この状況など踏まえ、NHK経営計画（平成27～29年度）では、コンテンツや報道の強化、国際放送の強化とコンテンツ・技術の国際展開、インターネットの活用やスーパーハイビジョン（4K・8K）等の新サービスの創造などを重点事項として掲げ、事業の基盤である受信料の公平負担の徹底に向け、平成29年度末までに過去最高の支払率80%を目指すこととされた。

さらに、同経営計画では、東京・渋谷の放送センターの老朽化・狭隘化が進んでいることから、大規模災害時の放送・サービスの中核機能の維持等を目的として、センターの建替計画の策定及び建設資産の積立てが盛り込まれた。これを受け、平成28年8月、経営委員会において建替基本計画（平成32～48年）が決定され、建設費は、放送設備費を除いて約1,700億円とされた。また、放送センター建て替えの建設積立資産は、平成27年度決算（平成28年6月公表）において、1,627億円に達し、さらに、28年度予算

¹² SIM（Subscriber Identity Module）カードとは、携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用する。SIMカードには電話番号等の契約者情報が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。SIMロックとは、携帯電話事業者が、端末を（自社のSIMカード等）特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するように設定することである。

¹³ 平成28年12月19日まで意見募集されているガイドライン改正案の概要は次のとおりである。（総務省ウェブサイト）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000449645.pdf）（平28.12.19最終アクセス）

【SIMロック解除関係】

①端末購入からSIMロック解除が可能となるまでの期間（現行6か月）の短縮（割賦払の場合：100日程度以下に短縮（平成29年8月から適用）、一括払の場合：当該支払を確認できるまでの期間に短縮（平成29年12月から適用））、②解約時に原則SIMロック解除（解除の条件・手続を説明）（平成29年5月から適用）、③MVNO向けのSIMロックの廃止（平成29年8月以降新たに発売される端末から適用）

【スマートフォンの端末購入補助の適正化関係】

①フィーチャーフォンからスマートフォンへの事業者間での移行促進（自社内での移行と同等に）（平成29年2月から適用）、②通信契約奨励金の臨時増額（1月未満の期間限定）による実質的な端末購入補助の適正化（平成29年2月から適用）、③端末購入者に求める合理的な額の負担の明確化（2年前の同型機種の下取り価格以上）（平成29年6月以降新たに発売される端末から適用）

¹⁴ 支払率＝支払数（実績値）／受信契約対象数（国勢調査等に基づく推計値）

において、80 億円を建設積立資産に繰り入れることとされており、計画の 1,700 億円を確保する見通しとされている。

萩井会長以下NHK執行部は、放送センターの建替基本計画が決定されたことを踏まえ、平成 29 年 10 月から月額 50 円程度の受信料引下げを経営委員会に提案したが¹⁵、その後の経営委員会において見送ることとされた¹⁶。なお、経営委員長は、平成 28 年 11 月 22 日の参議院総務委員会において、「値下げというものに関しては究極的な視点から、NHKにどういふこれからお金が必要になるか、いろんな施策を打っていくわけでありまして、そういった視点から検討すべき」と答弁している¹⁷。

総務省が平成 27 年 11 月から開催している「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第一次取りまとめ（平成 28 年 9 月）（以下「取りまとめ」という。）においては、「今後の業務の在り方等を踏まえ、受信料の公平負担を確保し、国民・視聴者に納得感のあるものとするという観点から、今後検討していく必要がある」とされており、4K・8K放送など次世代技術のための設備費用の確保なども含め、経営委員会等の議論の動向が注視される。

イ 番組のインターネット同時配信

NHKにおいては、平成 19 年の放送法改正により、ブロードバンドによる番組アーカイブ提供業務が追加され、平成 20 年 12 月から「NHKオンデマンド」（有料）を開始し、平成 26 年には、NHKのインターネット活用業務の拡大等を含む放送法等の改正が行われ、放送番組のインターネット同時配信が、一部に限り認められている¹⁸。

NHKは、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと」（放送法第 15 条）とされている。総務省の上記検討会の取りまとめでは、このNHKの役割について、インターネット時代においても変わるものではなく、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適確に対応することが求められるとし、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討することが必要とした。その後の検討会におけるNHKの番組のインターネット同時配信についての議論においては、NHKから、同時配信の本格的実施を平成 31 年から開始する想定スケジュールが示されている¹⁹。これに対し、他の放送事業者は懸念を示しており、今後、財源の在り方なども含め、検討会の議論の推移が注目される。

¹⁵ 『朝日新聞』（平 28. 11. 9）等

¹⁶ 『日本経済新聞』（平 28. 11. 23）等。受信料の月額、国会が収支予算を承認することによって定めるとされ（放送法第 70 条）、その収支予算は、経営委員会の議決事項とされている（同法第 29 条）。

¹⁷ 第 192 回国会参議院総務委員会会議録第 6 号 8 頁（平 28. 11. 22）

¹⁸ NHKの放送番組のインターネット同時配信（国内）は、大規模災害時等の情報提供と試験的提供において行われている。試験的提供は、スポーツイベントの生放送番組を広く一般に同時配信する「試験的提供A」（年間 5 件程度を超えない範囲）と参加者・期間を限定して行う「試験的提供B」がある。

¹⁹ 総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」（第 13 回：平 28. 12. 13）NHK提出資料 7 頁（総務省ウェブサイト）〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000453861.pdf〉（平成 28. 12. 19 最終アクセス）

ウ 経営の在り方

NHK職員の不正経理問題を始めとする不祥事が発覚したことを受け、平成 19 年の放送法改正により、経営委員会の監督権限の明確化や監査委員会の設置が行われ、ガバナンスの強化が図られた。また、平成 26 年 3 月、NHK子会社における不正経理が相次いで発覚し、これを受けて設置された調査委員会の報告書において、NHKの管理監督機能の脆弱性等が指摘された。

このような中、平成 27 年 12 月及び平成 28 年 1 月、NHK子会社（NHKアイテック）の架空業務発注・着服が発覚した。これを受け、NHKは、同年 1 月に「NHKグループ経営改革の方針」、同年 2 月に「構造的な原因究明と再発防止策」を取りまとめた。

また、総務省の上記検討会の取りまとめにおいては、NHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが重要とし、適正な責任ある経営体制の確立と経営の透明性の確保について、引き続き検討することとされている。

NHK予算は、平成 26 年 1 月に就任した靱井会長の言動等をめぐり批判があったことなどから、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度と 3 年連続で、全会一致ではない形での承認が続いている。平成 28 年 6 月に経営委員長が浜田氏から石原氏（九州旅客鉄道（株）相談役）となり、さらに、同年 12 月の経営委員会において、靱井会長は平成 29 年 1 月の任期満了で退任し、常勤の経営委員で監査委員でもある上田氏（元三菱商事（株）代表取締役副社長執行役員）を次期会長に任命することが決定されたところである。今後、NHKを取り巻く課題が数多くある中で、どのような舵取りが行われるのか注目される。

（５）郵政事業をめぐる動き

ア 株式上場後の経営状況

平成 27 年 11 月、郵政民営化法（第 7 条）に基づき、日本郵政及び金融 2 社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式上場が行われた。さらに、同年 12 月には、日本郵政が政府保有の自己株式の一部を取得した²⁰。これにより、政府は、計約 1.4 兆円を復興財源に充当した²¹。

その後の平成 28 年 9 月中間決算（同年 11 月公表）における郵政グループ全体の純利益は、前年同期比で約 3 割減となっている。このうち、金融 2 社の純利益については、ゆうちょ銀行は低金利で推移するなど厳しい経営環境などにより前年同期比 206 億円減、かんぽ生命は低金利に加えて保有契約件数の減少などにより同 59 億円減で、ともに減

²⁰ 郵政民営化法により、政府が保有する日本郵政の株式は、3分の1超について政府に保有義務が課されているが、残余については早期に処分することとされ、日本郵政が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式は、できる限り早期に全て処分することとされている。

²¹ 日本郵政の株式売却収入については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、東日本大震災の復興財源に充てることとされている。計画（「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平 25. 1. 29 復興推進会議（議長：内閣総理大臣）決定））では、計 4 兆円程度を確保することとされている。

益となっている。

平成 28 年 1 月以降の 3 社の株価が低迷している中、多くの株主の期待に応え、収益力を向上させる取組が必要とされる郵政グループの今後の動向が注目される。

イ 限度額引上げ・金融 2 社の新規業務

政府の郵政民営化委員会は、平成 27 年 12 月、限度額を「郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべき」とし、ゆうちょ銀行の預入限度額を 1,300 万円(300 万円増)、かんぽ生命の加入限度額を 2,000 万円(700 万円増)に引き上げることを妥当とした。また、ゆうちょ銀行については、他の金融機関等との間の競争関係に与える影響等を見極め、問題がないと確認できれば、株式処分のタイミングにとらわれず、段階的に規制を緩和していくことが考えられるとした。これを受け、上記のとおり政令が改正され、平成 28 年 4 月から限度額が引き上げられたが、平成 28 年 9 月末時点の個人貯金等の残高は、同年 3 月末と比較して 0.7 兆円増(前年度同期は 0.1 兆円増)となっており²²、今後の推移が注視される。

また、金融 2 社は、従前から国債中心の資産運用を行ってきたことから、低金利が続く中、運用収益が縮小傾向にあり、新規事業の展開等による収益力の強化が大きな課題となっている。平成 24 年 9 月、ゆうちょ銀行は、総務省及び金融庁に対し、個人への資金貸付け等(住宅ローン等)の新規業務の認可申請を行った。しかし、貸出先の審査・与信管理体制や回収体制についての判断材料が十分に得られていないことなどを理由として、審査が依然として継続されている状況である。

4. おわりに

以上述べたほか、総務省の政策においては、消防団の充実強化及び消防の広域化の推進、家計調査等の統計見直し等について審議会や研究会で検討が行われており、これらについても、今後論点になるものと考えられる。

今後の我が国において、少子高齢化や地域の人口減少がもたらす諸課題を克服するとともに、住民生活の安心・安全の確保に向けた安定した行政サービスを提供し、将来にわたり各地域の活力を維持・向上していくためには、持続可能な地方行財政基盤の構築が不可欠である。また、IOTやAIなど情報通信技術が急速に進展し、国内外の競争が激しく行われている中で、我が国の国際競争力の向上、雇用創出、生活基盤の充実のためには、情報通信のインフラ整備や利活用の促進が極めて重要である。平成 29 年の常会においては、これらに関する施策について、幅広い観点からの議論が期待される場所である。

(みながわ けんいち、おおさわ あつし)

²² ゆうちょ銀行は、平成 28 年 6 月末時点の個人貯金等残高(同年 3 月末と比較して 1.5 兆円増(前年度同期は 1.1 兆円増))について、これまでの傾向と比較して大きな変化は生じていないとしつつ、もう少し状況を見極める必要があるとしている(郵政民営化委員会(第 155 回:平 28.9.29)議事録 25 頁・委員長記者会見録 1 頁)。